

いちご武蔵浦和駅前保育園重要事項説明

令和 6 年 4 月 1 日

1 施設運営

運営事業者の名称	社会福祉法人なないろ会
法人の所在地	さいたま市南区内谷 6 丁目 7 番 1 0 号-4
法人の電話番号	0 4 8 - 7 1 1 - 2 3 0 0
代表者氏名	理事長 三須 亜由美

2 施設の目的及び運営方針

施設の目的	満 1 歳～ 2 歳児までの乳児保育事業 (小規模保育園)
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉法人なないろ会が運営する保育目標の遵守。・ 子ども、保護者、職員が三位一体となり子どもの健康、安全、情緒の安定した生活ができるように連携をとり、子どもたちが未来に向かって歩いていけるような保育を目指す。・ 保育園としての環境整備と人材育成。・ 地域での子育て支援の充実を図る。

3 提供する保育の内容

名称	いちご武蔵浦和駅前保育園
所在地	さいたま市南区沼影 1 - 1 3 - 1 プラウドタワー武蔵浦和ナリアテラス 2 0 2
電話番号	0 4 8 - 8 3 8 - 0 0 7 0
認可年月日	平成 2 8 年 4 月 1 日
施設長氏名	松島 真紀
職員人数	9 人
取り扱う保育事業の種類	月極め保育

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
施設長	1 人	保育運営、地域の子育て支援、職員育成、他機関との連絡
副主任	1 人	保護者対応、保育管理、職員育成
保育士	5 人	乳児の保育、保育に関わる書類作成
調理員	1 人	離乳食と給食調理、献立の作成
事務員	1 人	運営に関わる事務業務全般

5 保育を提供する日と提供する時間

開園日	月曜日から土曜日まで <土曜保育について> いちごの花保育園・いちごの森保育園にて、3園での共同保育になります。 *いちごの花保育園 所在地 さいたま市鹿手袋3-15-13 電話番号 048-767-6116 *いちごの森保育園 所在地 さいたま市南区别所6-15-16 電話番号 048-837-5935	
開園時間	保育標準時間：午前7時30分から午後6時30分まで 保育短時間：午前8時30分から午後4時30分まで 土曜日：午前7時00分から午後6時00分まで	
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）	
延長保育時間	保育標準時間	延長保育は行っておりません。
	保育短時間（平日）	○午前7時30分から午前8時30分まで ※早朝の延長利用はやむを得ない場合のみご利用いただけます。必ず事前にご相談ください。 ○午後4時30分から午後6時30分まで
	保育短時間（土曜）	延長保育は行っておりません。

6 利用定員

年齢	1歳児	2歳児	合計
定員	9人	10人	19人

7 緊急時等における対応方法

お預かりしているお子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者の指定する医療機関、または保育園近隣の医療機関（てづかこどもクリニック、ファーストタワー歯科クリニック、秋葉病院、高松耳鼻咽喉科、武蔵浦和眼科クリニック、武藤整形外科、服部外科胃腸科医院）へ連絡を取り、受診する等の措置を講じます。同時に保護者への緊急連絡も速やかに行います。

※救急車を要請した場合は上記以外の医療機関への搬送もあります。

※仕事の都合でその日の緊急連絡先が変更になる場合は、必ず保育園にお知らせいただくと同時に、連絡の取れる代わりの電話番号をお知らせください。

8 非常災害対策

消防計画作成 (変更)届出書	南区南消防署 平成30年3月27日届出 防火管理者 氏名 松島 真紀
避難訓練	年間計画を策定し、火災および地震、竜巻、風水害、不審者侵入を想定した避難訓練を実施しています。(火災による避難訓練は毎月実施、地震による避難訓練は年6回実施、その他は年2回以上実施)
防災設備	自動火災探知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・カーテンの防災処置・消火器
避難場所	第1避難場所…さいたま市立沼影小学校《火災》 …当園内《地震》 …当園内《風水害》

【自然災害や感染症等の流行における対応について】

自然災害や感染症（新型コロナウイルスなど）等の流行の恐れがある場合においては、臨時休園もしくは保育時間の短縮等のお願いをすることがあります。

※「災害時等における臨時休園等のガイドライン」に詳しく記載してあります。

- ① 台風等にて避難準備情報（警戒レベル3以上）が発表された場合。
※警戒レベル3で近隣の避難所が開設され高齢者等の避難開始となります。
- ② JR等、公共の交通機関が計画運休を発表した場合。
- ③ 電気、ガス、水道等のライフラインが遮断され復旧の目処が立たない場合。
- ④ 新型コロナウイルス等、症状の重い感染症の流行のおそれがあると判断した場合。
- ⑤ 上記以外での緊急事態になった場合。

お子さまや保護者の皆様はもちろんのこと、職員への安全配慮の措置でもありますことを、何卒ご理解ください。 注) 緊急時連絡先は、080-4370-2552（保育園携帯電話）

9 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 措置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、保護者の方の承諾を得ることなく速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年それらに関する研修に職員派遣（受講）しています。

10 保護者と保育園の連絡について

- (1) お子様を毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園が十分にコミュニケーションを図り協力し合うことが大切です。保育園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。
- (2) 体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭の様子をできるだけ詳しくお知らせ下さい。
- (3) 毎月1回、園だより・クラスだより・給食だより・献立表（普通食・アレルギー食）、保健だよりを配布しています。行事や連絡事項、注意喚起などをお知らせします。ご家庭における確認の上保管して下さい。

11 健康面について(内科検診・歯科検診・身体測定)

全園児	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回嘱託医が検診します。(内科検診2回、歯科検診1回) ・検診の結果については、発達の記録表に記載し、診断結果通知書でご家庭にお知らせします。欠席等で受診できなかった場合は、保育園で発行した「検診受診票」を持参の上、ご都合を付けて受診していただき、後日受診票を保育園までご提出下さい。 ・毎月1回、身長・体重の測定を行います。こちらの結果についても発達の記録票に記載し、出席ノートや身体測定の記録表にてご家庭にお知らせします。
その他	お子さまの日々の様子でご心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

12 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
健康診断	内科検診 6月と1月、歯科検診 6月
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的の実施し公表している。
第三者評価の概要	5年に一度の評価の受診
職員への研修の実施状況	キャリアパス計画表を基に、職員の資質向上を図り、質の高い保育を安定的に供給するため全職員に実施
損害賠償保険への加入	1、保育園賠償責任保険(公益社団法人全国私立保育園連盟) 2、災害共済給付(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
嘱託医	てづかこどもクリニック ファーストタワー歯科クリニック
保育内容に関する相談・意見・要望・苦情 問い合わせ	相談・苦情受付担当者：斎藤 智恵 相談・苦情解決責任者：松島 真紀 第三者委員会 ①江島 真由美(主任児童委員) 〒336-0032 さいたま市南区四谷3-8-18-3 TEL：090-4824-8239 ②内田 理絵 〒336-0032 さいたま市南区四谷3-12-14 TEL：090-7127-9174 ※面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。
個人情報の保護に関する基本情報	当園の職員に対しては個人情報保護のための教育を実施しています。業務上知り得た園児及びその保護者の情報を厳重に管理し秘密も保持します。退職後も同様に秘密を保持します。

13 給食について

当園の給食について	保育園の給食はすべての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を自園調理において提供しています。 行事によってはお弁当の持参をお願いすることもあります。 保護者の方へ毎月献立表をお配りします。
アレルギー等の対応	アレルギーの疑いがある場合は「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活指導表」をお渡しします。主治医に記載していただいたうえで保育園に提出下さい。指導表を基に園長と保護者の方とでアレルギー対応について面談を行い、対応を決定します。 (除去食、代替食対応)

14 保育・教育の提供に要する実費にかかる利用者負担金

(1) 教材費、スポーツ保険について

項目	内容	金額	
教材費	1歳児・新入園児	カラー帽子	1050円
	2歳児以上	粘土ケース（ヘラ付き）	560円
		粘土	430円
		クレパス16色	720円
		自由画帳	270円
スポーツ保険	1号認定は徴収しない	365円	

(2) 課外教室にかかる上乗せ徴収

事業名	対象年齢・回数	徴収額
体操教室	1、2歳児 年間36回	1歳児 月額 500円程度
		2歳児 月額1,000円程度

※金額等変更になる場合があります

(3) 時間外保育にかかる利用者負担額

保育短時間認定者の延長保育料金 10分100円

午後6時30分を過ぎた場合は30分毎に500円を徴収いたします。

※保育園は上記の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付いたします。

15 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受け入れ先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

運営主体	社会福祉法人 なないろ会
連携施設の名称	・いちご桜保育園 ・いちご保育園 ・いちごの里保育園 ・いちごの森保育園 ・いちごの花保育園 ・別所幼稚園
連携内容	・保育内容の支援 ・代替保育の提供 ・卒園後の受け皿の設定

16 保育園のご利用に際し留意していただくこと

登園時間	9時までの登園にご協力ください。
欠席・遅刻の連絡	欠席等の連絡は、午前9時までに保育園までお電話ください。 TEL：048-838-0070
お迎えが遅れる場合	原則として午後6時30分までのお迎えをお願いしています。緊急等でお迎えが遅くなる場合には必ず電話連絡をお願いします。
毎朝の検温と体調の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・お子様の体調を確認するため、毎朝ご家庭での検温をお願いします。 ・登園時の際にもその場で職員が検温を行います。 ※熱がない場合でも、下痢や嘔吐等の症状がある場合には、ご家庭での療養をお願いすることもあります。 ※ご家庭において、①体温 ②機嫌の善し悪し ③食欲の有無 ④排便の状態など、お子さまの様子がいつもと異なっていないか確認してください。 ※38℃以上の熱が出た場合、発熱から24時間はご自宅において療養いただくことが望ましいでしょう。（厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より） 療養後の登園再開の目安は、①24時間以内に解熱剤を使っていない、②24時間以内に38℃以上の熱がない、③食事や水分が摂れている、④熱が37.5℃以上ないこと、⑤全身状態がよいこと、となっています。

感染症について	<p>1、麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・インフルエンザ・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎など、学校保健法で指定の感染症に罹患された場合は登園停止となります。また登園の際は医師記載の治癒証明書の提出が必要となります。</p> <p>2、上記以外の疾病（インフルエンザ・新型コロナウイルス・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑（リンゴ病）・ウィルス性胃腸炎（ノロ・ロタ等）・ヘルパンギーナ・突発性発疹・RSウイルス感染症・アデノウイルス）においては、登園届に保護者が記入し、登園の際にご提出ください。</p>
保育園で発熱した場合	<p>・登園前にご自宅で検温された際に<u>37.5度以上ある場合は、ご自宅で療養いただき解熱後24時間が過ぎ、呼吸器症状が見受けられなくなりましたら登園が可能となります。</u></p> <p>・登園後に保育園で発熱した場合は、お迎えの連絡をさせていただきます。熱に限らずお子さまの様子がいつもと違い、体調が悪いと思われる場合（咳・鼻水・下痢・嘔吐等）においてもお迎えをお願いする場合があります。</p>
与薬について	<p>・<u>与薬は医療行為にあたるため、原則として保育園では行っておりません。</u></p> <p>ただし、どうしても必要な場合に限り、医師の処方を受けた薬のみお預かりし、昼食後に与薬します。（飲み薬、塗り薬、目薬、等）</p> <p>・<u>投薬依頼書に必要事項をご記入いただき1回分に分け、ジップロック等の入口が閉まる袋に入れ、記名の上お持ちください。（各薬・容器・袋には必ず記名してください。）※薬局からいただいた薬の説明書もお入れください。</u></p>
その他	<p>・保育園敷地内は全面禁煙となっております。</p> <p>・送迎の際、<u>路上駐車、公共駐輪場、指定の駐輪箇所、以外の場所への駐輪は近隣の方のご迷惑となりますのでご遠慮ください。</u></p>

17 児童の安全を確保するための取り組みについて

- (1) 施設内・外設備の安全点検
- (2) マニュアル等の策定と共有
- (3) 実践的な訓練や研修の実施
- (4) 再発防止の徹底

18 保育の利用に際し保護者の皆様をお願いしたいこと ※カスタマーハラスメントの防止について。

- ・保育所職員である私たちは、子ども、保護者、地域社会との信頼関係を築くために、また保育、教育の質を高めるために、カスタマーハラスメントの防止に努めます。
- ・外部講師による教職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、専門機関（第三者委員等）相談体制構築等を行います。
- ・以下のような内容をカスタマーハラスメントと想定し、実際に発生した場合、十分な保育、教育提供が困難と判断した場合は、外部機関（行政および警察等）に相談する場合があります。

(1) 身体的な攻撃

- ・教職員に向かって物を投げたり、突き飛ばしたりした場合

(2) 精神的な攻撃

- ・人格を否定するような言動を行った場合
- ・侮辱的な言動を行った場合
- ・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責した場合
- ・事実ではない事柄や事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどで拡散した場合

(3) 過大な要求

- ・当園が提供できない保育を強いた場合

(4) 個の侵害

- ・保育、教育に関係ない教職員のプライベート情報（住所、学歴、家族構成など）を聞き出そうとした場合

(5) 運営外での保育の強要

- ・保育時間を過ぎても保育園に連絡がない場合、また、自己都合で時間外保育を複数回に渡り繰り返し利用された場合